

介護保険 利用料金表

訪問看護ステーション 看護の力

令和元年 9 月 1 日

介護報酬に基づく、料金内容について説明いたします。

I. 地域単価（基本単位×10.21×負担割合）

	サービス内容	単位数	□ 1割	□ 2割	□ 3割
訪問看護	20分未満	311	318円/回	635円/回	953円/回
	30分未満	467	477円/回	954円/回	1,431円/回
	30分以上 60分未満	816	834円/回	1,667円/回	2,500円/回
	60分以上 90分未満	1,118	1,142円/回	2,283円/回	3,425円/回
	理学療法士等の場合	296	302円/回	604円/回	907円/回
予防訪問	20分未満	300	306円/回	613円/回	919円/回
	30分未満	448	457円/回	915円/回	1,372円/回
	30分以上 60分未満	787	804円/回	1,607円/回	2,411円/回
	60分以上 90分未満	1,080	1,103円/回	2,205円/回	3,308円/回
	理学療法士等の場合	286	292円/回	584円/回	876円/回
早朝・夜間加算 夜間：18時～22時・早朝：6時～8時			基本単位の 25%増		
深夜加算 深夜：22時～6時			基本単位の 50%増		
指定定期巡回・随時対応型訪問介護との連携による訪問看護（月1回）		2,935	2,997円	5,994円	8,990円
サービス提供体制強化加算（月1回）		50	51円	102円	153円
要介護度5の利用者は加算		800	817円	1,634円	2,451円
緊急時訪問看護加算 ※1		574	586円/回	1,172円/回	1,758円/回
特別管理加算（適用項目に○） 下記の医療的ケアを受けている方になります。 （I）在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態 （II）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡がある状態、点滴注射を3日以上行う必要がある状態		(I)500 (II)250	511円/回 256円/回	1,021円/回 511円/回	1,532円/回 766円/回

ターミナルケア加算 ※2 (死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上のターミナルケアを行った場合)	2,000	2,042 円	4,084 円	6,126 円
長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分超) 特別管理加算対象者	300	307 円/回	613 円/回	919 円/回
複数名訪問加算 (I) 30 分未満 ※3 (複数の看護師との訪問) 30 分以上	254 402	260 円/回 411 円/回	519 円/回 821 円/回	778 円/回 1,232 円/回
複数名訪問加算 (II) 30 分未満 ※3 (看護補助者との訪問) 30 分以上	201 317	206 円/回 324 円/回	411 円/回 648 円/回	616 円/回 971 円/回
初回加算 (新規利用者 月 1 回) または退院時共同指導加算 ※4 (1 回/月・特別管理加算対象者は 2 回/月まで)	300 600	307 円/回 613 円/回	613 円/回 1,226 円/回	919 円/回 1,838 円/回
看護・介護職員連携強化加算 (特定業務) ※5	250	256 円/回	511 円/回	766 円/回

【加算について】

※1 緊急時訪問看護加算: 24 時間看護師への電話連絡が可能となり、必要時は休日や時間外でも緊急訪問します。計画外の緊急訪問を行った場合は、所要時間に応じた所定単位を算定します。なお、一月のうち 2 回目以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。

※2 ターミナルケア加算: ターミナルケアとは、ご自宅で最後まで過ごしたいとお考えの方に、少しでも安心して楽にお過ごしいただけるように、訪問看護の体制・多職種連携を強化しお手伝いさせていただくことです。死亡日を含む 15 日以内に、2 回の訪問看護を実施している場合に算定します。
ターミナルケアの支援体制については、主治医との連携のもと、連絡先や緊急時の注意事項等について、ご利用者やご家族等に対して説明を行い同意を得ます。ご不明な点は、担当看護師等にご相談ください。

※3 複数名訪問看護加算の対象となるのは下記の方で、ご利用者の同意を得て算定します。

- ①利用者の身体的理由 (体重が重いなど) により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

※4 初回加算: 新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

退院時共同指導加算: 病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院又は退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合に算定します。この場合、初回加算は算定しません。

※5 看護・介護職員連携強化加算: 医師に指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等行った場合に算定します。

II. その他の費用

実費材料費	実費
ご遺体のケア・処置料	15,000 円 (材料費含む)

※実費材料費

処置やケアで必要だと判断した際は説明を行い、使用した材料に関して実費を請求いたします。